

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第2項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量の区分を次のとおり令和7年9月16日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ (小型魚)	京都府定置漁業	61.1 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	0.0 t
	留保	1.1 t
くろまぐろ (大型魚)	京都府定置漁業	42.0 t
	京都府漁船漁業等（日本海）	3.5 t
	京都府漁船漁業等（その他海域）	4.0 t
	留保	1.1 t